

学習塾法務管理者制度運営規程

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 この運営規程は、公益社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という。）において、学習塾の運営における法務面での管理等の知識・技能に関し認定する制度の運営に、必要な規程を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この運営規程において、学習塾法務管理者（以下「法務管理者」という）とは、学習塾事業者及び従業者で、消費者の適切な保護のための法律その他必要とされる知識・技能を取得しているとして認定された者をいう。

2 この運営規程において、学習塾とは学習塾事業を営む法人及び個人をいう。

3 第1項において、学習塾事業者とは学習塾の代表者をいい、学習塾従業者とは、代表者以外の者で当該学習塾に専従する者をいう。

(文書管理)

第3条 法務管理者認定の申請・講習・認定等の各段階において協会の管理下となる学習塾事業者及び従業者の申請書類等の取扱いについては協会文書規程及び同細則によるものとする。

(法務管理者認定の申請)

第4条 法務管理者認定を受けようとする学習塾事業者及び従業者は、別に定める申請書を提出し、協会が開催する講習会を受講し、理解度を確認する考査を受けなければならない。

(事業拠点・資格)

第5条 法務管理者認定の申請は、拠点を日本国内に有する学習塾の事業者及び従業者である個人に限り、これを行うことができる。

(講習受講料)

第6条 申請者は、申請に当たり別に定める（新規・更新）講習受講料を協会に納付しなければならない。

2 協会は前項の講習受講料の納入が完了したときは速やかに申請者に受講票を交付し、受講予定日の10日前までに納入がないときは、法務管理者認定講習の受講ができない旨の決定をし、その旨を理由を付して申請者に通知する。

3 申請者は、いったん納付した（新規・更新）講習受講料については、認定の結果・内容に係わらず、返還を請求することができない。

4 新規申請に際し、受講当日迄に体調等の不都合により受講できない旨の届出がなされた場合には、講習受講料を次回講習まで協会が留保できるものとする。

(講習)

第7条 協会は、学習塾の運営における法務面での管理等の知識・技能の修得に資するための講習会を開いて説明し理解を得るものとする。

(判定)

第8条 判定にあたり、前条に定める講習会を年1回受講し、かつ、理解度確認考査を受験し一定の成績を得ることを認定基準とする。

(認定及びその種別)

第9条 認定は個人を対象とするものとする。

2 学習塾に関する法務管理者の種別は以下の1種類とするものとする。

(1) 上級法務管理者

①特商法、自主基準及び個人情報保護に関する法律、著作権法、景表法等学習塾事業に関する法律全般を基本的に理解し、学習塾の運営において実践しようとする者として、前条の規定により認定された者

②前項①の規定にかかわらず、次の要件のいずれかを満たす者

- a. 所属する学習塾が学習塾業認証制度において認証されている場合で、組織内でその管理責任者として指名されていると認められる者
- b. 所属する学習塾がプライバシーマークを取得し、認定されている場合で個人情報保護管理者として指名されていると認められる者

(認定証)

第10条 協会は、第8条の判定結果に基づき、当該申請者に対する管理者の認定証（以下「管理者認定証」という）付与又はこれを否とする旨の決定をし、その内容を申請者に通知する。

2 管理者認定証の有効期間は、認定証交付の日から、別に定める有効期間の満了の日までとする。

3 認定証の有効期間は、2カ年とする。

(名称の使用)

第11条 前条に定める管理者認定証を交付された者は、当該認定証に示された種別を称することができる。

(再申請)

第12条 判定不能決定を受けた申請者は、当該決定の日から12か月以内に、再申請をすることができる。

2 協会は、前項の請求があったときは、あらためて当該申請者に対する判定を実施する。

- 3 第1項の請求は、一の申請について1回に限りすることができる。
- 4 更新申請においては前各項を準用するものとする。

(申請に係る事項の変更・追加等)

第13条 認定を受けた者は、第4条の申請書類の内容となった事項に重要な変更・追加を生じたときは、すみやかに協会に報告しなければならない。

2. 認定を受けた者は、認定後で有効期限内に配置及び担当などに変更があった場合には以下の各号に関して速やかに協会に報告しなければならない。(変更報告)

- (1) 旧役職
- (2) 新役職
- (3) その他協会が定める事項

(個人の登録)

第14条 協会は、所定の登録簿を備え、認定を受けた者に関する次の各事項を記載し公開するとともに、記載の内容を協会のホームページ等を通じて公表する。

- (1) 個人名及び所属する学習塾名
 - (2) 学習塾所在地
 - (3) 認定内容(法務管理者 種別・級別・職名)
 - (4) 認定をした協会の名称及び所在地
 - (5) 認定をした日及びその更新の日並びにその有効期間(更新後の有効期間を含む。)
- 2 協会は、法務管理者認定が有効期間の満了又は取消し若しくは辞退により効力を失ったときは、当該人について、登録簿に失効日及び原因となった事実を記載し、その他の記載を抹消する。

(認定の更新)

第15条 この規程に基づき認定を受けている者は、認定の有効期間(この項の規定により認定の更新を受けた場合における当該更新後の有効期間を含む。以下同じ。)の満了に際し、法務管理者認定の更新を受けることができる。

- 2 更新の申請は、第4条の規定を準用する。
- 3 更新のための講習受講料は、第6条の規定を準用する。
- 4 更新認定の判定は、第8条の規定を準用する。
- 5 更新認定における認定証の付与は、第10条の規定を準用する。
- 6 更新申請に際し、受講当日迄に体調等の不都合により受講できない旨の届出がなされた場合には、別に定める書面更新の手続きにより代えることができる。

(書面による更新手続き)

第16条 法務管理者認定は、前条のほかに書面による更新手続きにより更新することができる。

2 前項の定めにより法務管理者認定の更新をする学習塾事業者及び従業者は、別に定める申請書を提出し、協会が定める方法による講習を受講し、理解度を確認する考査を受け

なければならない。

- 3 書面による更新手続きの費用は、別に定める。
- 4 前条第4項及び第5項を準用する。

(更新及び有効期間)

第17条 協会は、前条第1項の法務管理者認定の更新があったときは、更新の日をもって更新し、第14条第1項を準用する。

- 2 協会が更新の可否について決定するまでの間は、当該更新申請に係る法務管理者認定種別は、その有効期間の満了後もなおその効力を有する。
- 3 更新後の認定証の有効期間は、第10条第3項を準用する。
- 4 協会は、法務管理者認定を更新したときは、個人に対し更新後の有効期間に対応する認定証を交付する。

(認定の取消)

第18条 協会は、次の各号のいずれかの場合は、当該管理者に対する法務管理者認定を将来に向かって取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく、かつ、有効期限より半年以上過ぎても資格の更新を行わない者。
- (2) 資格者の役割不履行、あるいは、社会的背任行為等により、資格の名誉を損なわせた者。

(所管する委員会)

第19条 法務管理者認定制度の運営は総務委員会が担当する。
但し、第7条に定める講習会の運営は、事業委員会が担当する。

(任務)

第20条 総務委員会は、この運営規程に定める各事項のほか、法務管理者認定制度の趣旨を周知徹底しその取得を勧奨し推進するための企画立案及び指定業務に関する重要事項について審議する。

2 総務委員会は、法務管理者認定制度及び本規程の運営に関し、専門委員会等に支援を得つつ、定期的に見直しを図るものとする。

(相談等窓口)

第21条 協会のホームページ及び事務局に法務管理者認定制度の運用に関する学習塾、消費者、生徒及びその保護者からの要求、苦情、相談等に対応するための窓口を置く。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、制度運営に必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成16年6月1日から施行し、同年7月1日から適用する。

平成16年1月23日 改正

平成23年10月10日 改正

平成24年10月8日 改正

平成26年10月13日 改正